

高反射率塗装申請時の注意点

【令和7年度 江東区地球温暖化防止設備導入助成事業】

1. 平面図(施工面積の算出表)

図面には、塗装する箇所を識別し、寸法も記載してください。また、作成にあたり、以下の点にご注意ください。

(1)面積の算出方法

寸法はセンチメートル単位 (=0.01m単位)で測定し、施工箇所ごとに面積を算出してください。申請面積は、施工箇所の合計面積の小数点第3位以下を切り捨てた数値になります。

(2)対象外面積

以下の箇所は、対象外となります。

寸法を測定し、図面に記載し、申請面積から除いてください。

※具体的な作成方法は、「裏面の【高反射率塗料】施工面積算出表(記入例)」をご確認ください。

- ・ **日光が遮られる箇所** (物置・太陽光パネル等設置など)
- ・ **立ち上がり** (側面。真上から太陽光熱を反射する部分は対象)
- ・ **壁面**
- ・ **天窓等の塗装しない箇所**

2. 写真

(1)申請時

原則、塗装する箇所全面の写真を提出してください。足場を組んだ後でないとは撮影が困難な場合は、撮影可能な箇所の写真に加えて、インターネットで提供されている地図サービスの航空写真等(屋根・屋上の形が分かるもの)を提出してください。

(2)完了報告時

- ・ 塗装した箇所全面がわかる写真
- ・ **使用後の塗料**の缶数・商品名・使用済みであることがわかる写真

上記2点に加えて、申請時に塗装前の全面の写真の提出が無かった場合(航空写真のみ提出の場合)は、必ず塗装工事前の状況を撮影して、提出してください。

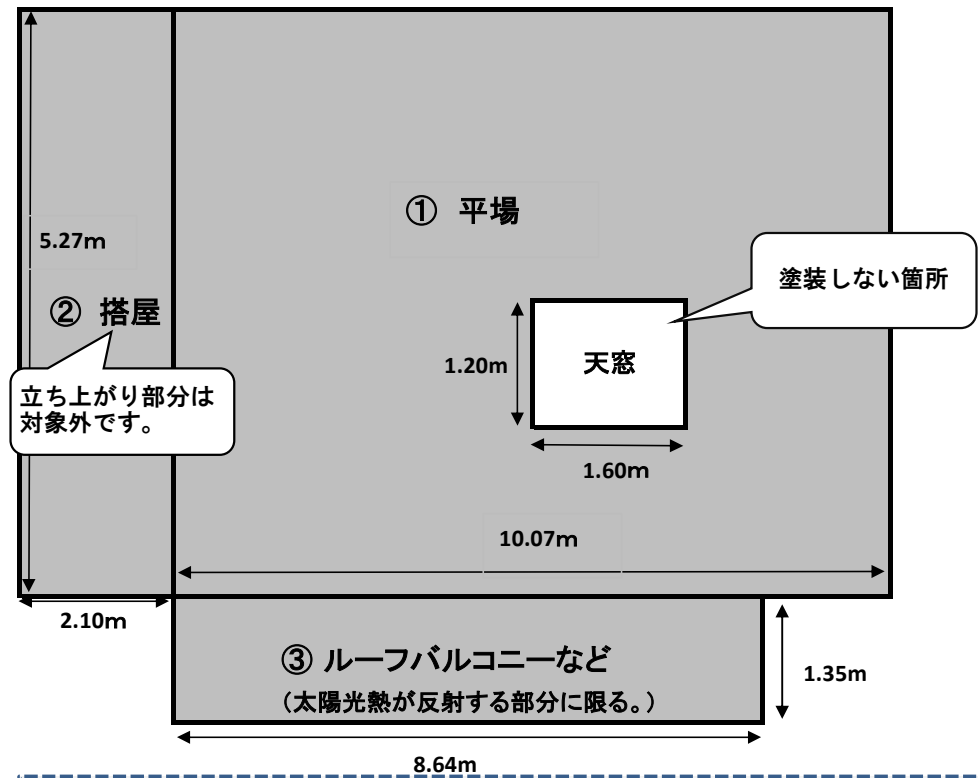
※撮影箇所が1枚で納まらない場合、複数枚の写真で全面がわかるように撮影した写真でも結構です。その際には、どの部分を撮影したか図面と照合できるようにしてください。

※**塗装前後の全面がわかる写真および使用後であることがわかる塗料缶の写真**の提出がない場合、**助成金の交付が受けられません**のでご注意ください。

施工面積の算出表(例)一

屋上平面図

※高反射率塗料で塗装する箇所、および天窓など塗装をしない箇所および塗装をしても日光が遮られる箇所を明記してください。



※屋上・屋根など、上空に向かって日射が反射する部分が助成対象です。
※日射が遮られる場所や、立ち上がり、壁面は助成対象外です。また、天窓など塗装しない箇所については、図面に記載し、申請面積から除いてください。
※寸法はセンチメートル単位(=0.01m単位)で計測願います。

施工面積算出表 日射が遮られる場所や高反射率塗料を塗布しない部分を除いて計算してください。

施工箇所	面積(m ²)	計算式(m)・備考欄
① 平場	51.1489	$5.27 \times 10.07 - (\text{天窓}) 1.20 \times 1.60$
② 塔屋	11.067	5.27×2.10
③ ルーフバルコニー	11.664	1.35×8.64
合 計	73.8799	
申請面積	73.87	※小数点第3位以下は切り捨てます。 ※左記面積を別記1号様式及び別記第2号様式に記入してください。

面積算出表の施工箇所が平面図のどの部分にあたるかわかるように明記してください。